

ホームページ (<https://tateyama-sr.com/>) にて最新の情報を随時お届けします！

※会員登録していただくことで会員限定のニュースリリースもご覧になれます！（無料）

無期転換ルールへの対応について

今年4月より、いわゆる【無期転換ルール】により、有期契約を複数回更新していた労働者側からの無期転換申込権が発生することとなります。今回は無期転換ルールの内容と実務上の注意点・対応方法について、今一度紹介致します。

無期転換ルールとは？

無期転換ルールとは、有期労働契約が反復更新され通算5年を超えた場合、労働者の申込により期間の定めのない契約（無期労働契約）に転換されるルールです。

<無期転換ルールの対象者>

- ① アルバイト、パートタイマー、嘱託、契約社員、期間従業員
- ② 定年後再雇用社員 等

今回特に問題となるのは、②の定年後再雇用社員についてです。平成25年より定年を60歳としていた事業所に対して、希望者全員を65歳まで継続雇用することが義務化されました。以後、60歳定年となった従業員に対して1年ごとに有期契約を更新する形式をとる方法が多く採用されています。

今回の無期転換ルールの適用は、平成25年4月1日以降に開始した有期契約が対象となります。したがって最も想定しうるケースは、平成25年4月以降に定年を迎え、再雇用にて1年ごとに契約を更新している労働者です。正しい理解と制度の整備を整えなければ、65歳を超えた高齢労働者に対し、本来の定年年齢を超えた後も雇用を保証しなければならなくなるため、十分注意が必要です。

継続雇用の高齢者の特例について

原則として定年後再雇用される有期契約労働者についても無期転換申込権は発生しますが、有期雇用特別措置法により、下記2点の要件を満たす場合には特例が設けられています。

- ① 適切な雇用管理に関する計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受けた事業主
- ② 定年に達した後、引き続いて雇用される有期契約労働者

これら2つの要件に該当する場合、無期転換申込権は発生しません。この特例の認定を受けるためには、会社の本社・本店を管轄する都道府県労働局に認定申請を行う必要があります。この手続を行わず定年後再雇用の従業員から無期転換申込があり、就業規則の定年の年齢を過ぎてしまった場合、高齢に伴い労働能力が低下してしまっても雇用し続けなければならなくなります。労務の十分な提供が出来なくなったとしても自主退職されない限り、解雇手続き等の多大なる労力を要するおそれがありますので十分ご注意ください。

<申請書の提出から計画の認定まで>

1. 第二種計画認定・変更申請書を作成
2. 本社・本店を管轄する都道府県労働局へ申請書を提出（申請書、添付書類の原本、写しを1部ずつ提出します。）

<必要となる措置>（下記いずれかを実施することが必要です。）

- 高年齢雇用推進者を選任すること
- 職業能力の開発及び向上のための教育訓練の実施等
- 作業施設・方法の改善
- 健康管理・安全衛生の配慮
- 職域の拡大
- 知識、経験等を活用できる配置、処遇の推進
- 賃金体系の見直し
- 勤務時間制度の弾力化

社会保険手続に関するお知らせ

本年1月より、社会保険の諸手続（資格取得届、資格喪失届、扶養異動届ほか）について処理を行っていました日本年金機構の各事務センターが九州内で統合され、【福岡広域事務センター】において処理を行うこととなりました。統合後、様々な要因により従来の2～3倍のお時間を手続に要しているようです。現状、処理の進捗に関するお問い合わせを多数頂いておりますが、お急ぎの手続につきましては当事務所より福岡広域事務センターへ確認致しますので、個別にお問い合わせください。

なお、電話も九州各県の事務センターから統合されているため、大変繋がりにくい状況となっています。手続のお問い合わせを頂いた際、こちらから事務センターへの確認にもお時間を頂く可能性がございます。大変ご迷惑をお掛け致しますが、ご了承のほどお願い申し上げます。

— 助成金の申請について

労働生産性とは？

概要

近年、労働局へ提出する雇用関係助成金につき、【生産性要件】を満たした場合には助成額を増額するという特例が設けられています。前回までに紹介致しました助成金についても生産性要件が付加されているものは多数ございますので、ぜひご参照ください。

※助成額増額の例（キャリアアップ助成金、中小企業の場合）

- ①有期→正規：1人当たり 57万円 ⇒ **72万円**
- ②有期→無期：1人当たり 28万5,000円 ⇒ **36万円**
- ③無期→正規：1人当たり 28万5,000円 ⇒ **36万円**

具体的内容

○助成金の支給申請を行う直近の会計年度における「生産性」が、

- ①その3年度前に比べて6%以上伸びていること
- ②その3年度前に比べて1～5%以上伸びており、かつ金融機関からの「事業性評価」を得ていること。

○【生産性】は下記の式によって計算します。

$$\frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費} + \text{動産・不動産賃借料} + \text{租税公課}}{\text{雇用保険被保険者数}}$$

生産性要件の具体的な計算について

上記にて計算式を記載致しましたが、実際に計算をされる際には、【生産性要件算定シート】を厚生労働省HPにて掲載しています。こちらをダウンロード頂き、該当する勘定科目の額を損益計算書や総勘定元帳の各項目から転記することにより、生産性を算定することが可能です。

留意事項

生産性要件に係る支給申請にあたっては、「生産性要件算定シート」のほか各勘定科目の額の証拠書類の提出が必要となります。（損益計算書、総勘定元帳など。個人事業主の方は確定申告書Bの青色申告決算書や、収支内訳書など）

お問い合わせは当事務所まで！